

岩 手 県 報

号 外
 平成 18 年 3 月 27 日
 月 曜 日
 毎 週 火 ・ 金 曜 日 2 回 発 行

目 次

条 例	頁
○岩手県公告式条例の一部を改正する条例……………	(総務室) 1
規 則	
○岩手県公告式条例施行規則……………	(総務室) 2
訓 令	
○県報登載規程の一部を改正する訓令……………	(総務室) 2
雑 報	
○岩手県報の発行方法の変更……………	3

公布された条例のあらまし

- 岩手県公告式条例の一部を改正する条例（条例第6号）
 岩手県報を電磁的方法により発行することとした。（第6条関係）

条 例

岩手県公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成18年3月27日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第6号

岩手県公告式条例の一部を改正する条例

岩手県公告式条例（昭和25年岩手県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(施行期日) 第5条 [略]	(施行期日) 第5条 [略] (電磁的方法による岩手県報の発行) 第6条 岩手県報は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。）により不特定多数の者が岩手県報に登載すべき事項の情報の提供を受けようとする者に係る状態に置く措置であって規則で定めるものとする方法により発行するものとする。
	2 岩手県報の発行は、岩手県報に登載すべき事項を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに入力し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に県の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となった時に行われたものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

規 則

岩手県公告式条例施行規則をここに公布する。

平成18年3月27日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第35号

岩手県公告式条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手県公告式条例（昭和25年岩手県条例第35号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第2条 条例第6条第1項の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものは、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

(不特定多数の者が岩手県報に登載すべき事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置)

第3条 条例第6条第1項の不特定多数の者が岩手県報に登載すべき事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて規則で定めるものは、前条に規定する情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を行い、前条に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用する方法とする。

附 則

この規則は、公布の日の翌日から施行する。

訓 令

岩手県訓令第6号

知事部局

岩手県報登載規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月27日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県報登載規程の一部を改正する訓令

岩手県報登載規程（平成11年岩手県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、岩手県報（以下「県報」という。）の発行に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(規格)</p> <p>第3条 県報の規格及び様式は、おおむね別記様式のとおりとする。</p> <p>(発行日)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(登載手続)</p> <p>第5条 主管課等（県報に登載する事項（以下「県報登載事項」という。）を主管する課又は室をいう。以下同じ。）の長は、県報登載事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成するものとする。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、岩手県公告式条例（昭和25年岩手県条例第35号）第6条第1項に規定する岩手県報（以下「県報」という。）の発行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(発行日)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(登載手続)</p> <p>第4条 主管課等（県報に登載する事項（以下「県報登載事項」という。）を担当する室又は課等をいう。以下同じ。）の長は、県報登載事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成するものとする。</p> <p>2～4 [略]</p>

（発行手続）

第6条 担当課長は、前条第3項の規定により電磁的記録の送付を受けたときは、事項別に編集し、年月日、番号等必要な事項を記載し、違式、誤字又は脱字等の明らかなものは訂正して、印刷発行の手続を執らなければならない。

2 発行事項が多いため、1回に登載することが困難なとき、又は印刷上特に時間を要するものがあるときは、担当課長は、主管課等の長に協議して次回に繰り下げ、又は数回に分割して発行することができる。

（校正事務）

第7条 県報の校正は、総務室及び主管課等で行うものとする。

（発行後の正誤）

第8条 [略]

（目録）

第9条 担当課長は、翌月の初めに、前月分の県報目録を発行しなければならない。

（配布）

第10条 県報は、次に掲げるものに配布する。

(1) 知事が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成11年岩手県規則第39号）第4条に規定する行政情報センター及び行政情報サブセンター（以下「行政情報センター等」という。）

(2) 県議会議員

(3) 市町村議会

(4) 都道府県議会

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるもの

（配布先一覧表）

第11条 担当課長は、前条の規定による県報の配布について、配布先一覧表を作成し、異動の都度これを整理しなければならない。

2 前項の配布先一覧表は、印刷請負の業者にその写しを送付しなければならない。

（増刷）

第12条 特に必要があるために、主管課等において、増刷配布を受けようとするときは、第5条第3項の規定により電磁的記録を送付する際に、担当課長に申し出なければならない。

（有償配布）

第13条 県報は、第10条に掲げるもののほか、購読を希望する者に対して有償で配布する。

（閲覧）

第14条 県報は、行政情報センター等に備えておいて一般の閲覧に供する。

2 第10条第5号の規定に基づき県報の配布を受けた県の機関の長は、配布を受けた県報の閲覧の申請があったときは、これに応ずるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

別記様式を削る。

附 則

この訓令は、平成18年3月28日から施行する。

（発行手続）

第5条 担当課長は、前条第3項の規定により電磁的記録の送付を受けたときは、事項別に編集し、番号等必要な事項を記載し、発行の手続を執らなければならない。この場合において、担当課長は、違式、誤字又は脱字等の明らかなものは訂正することができる。

（発行後の正誤）

第6条 [略]

（発行済の県報一覧）

第7条 担当課長は、発行済の県報一覧を作成しなければならない。

雑 報

岩手県報をご閲覧又はご購入いただき、ありがとうございます。

岩手県報は、明治31年から印刷発行されておりますが、明日以後の発行については、印刷発行する方法から電磁的方法、すなわち、

岩手県公式ホームページ (<http://www.pref.iwate.jp>) に掲載する方法に変わります。

明日以後の発行分については、岩手県公式ホームページの岩手県報 (<http://www.pref.iwate.jp/iwatekenpo/>) をご覧ください
ますようご案内申し上げます。

岩手県報 号 外
平成18年3月27日 印 刷
平成18年3月27日 発 行
発 行 人 岩 手 県

発行日 毎週火・金曜日 (これらの日が休日に当たるときは、その翌日)

購読料 1箇月 3,400円 (送料共)

印 刷 者 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 藤 浦 信
印刷兼発売所 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山口北州印刷株式会社